

1

# 児童相談所設置に向けた 文京区の実施について

- 文京区小児初期救急医療検討部会（第13回）
- ◆令和元年11月5日（火） 午後7時～午後8時30分
- ◇障害者会館 会議室A（文京シビックセンター3階）

文京区子ども家庭部児童相談所準備担当課長  
木口 正和

2

## 本日の流れ

- 1 文京区内の児童相談体制と児童相談の現状  
（文京区子ども家庭支援センターと東京都児童相談所）
- 2 これまでの経緯
- 3 文京区が目指す児童相談体制
- 4 開設に向けた課題と関係機関との連携
- 5 児童相談所設置市事務
- 6 開設に向けた今後の準備の予定

## 文京区内の児童相談体制

### 文京区と東京都の2元体制

文京区子ども家庭支援センター

連携



東京都児童相談所児童相談センター

区→都：情報提供、援助要請、送致、通知

都→区：情報提供、協力依頼、

送致（区市町村移管を含む。）、指導委託

会議：要保護児童対策地域協議会（代表者会議、実務者会議）、  
実務者ネットワーク会議等

## 子ども家庭支援センターの業務

### ●主な業務内容

① 総合相談

子どもと家庭に関するあらゆる相談に、一義的かつ総合的に対応

② 在宅サービス等の提供

ショートステイや一時保育等、地域のニーズに応じた子育てサービスの提供

③ サービス調整

個々の相談者が抱える問題に最も適した解決が図られるよう関係機関と調整

④ 要保護児童対策地域協議会の調整機関

## 文京区の児童相談の現状①

### 【総合相談事業】

(単位：回(延))

年度	一般相談	専門相談	合計	児童虐待
平成30年度	12,173	452	12,625	7,909
平成29年度	9,424	701	10,125	6,435
平成28年度	10,018	753	10,771	7,233
平成25年度	5,769	385	6,154	3,198

\* 相談員の行動回数（訪問、面接、電話等）の集計数  
 \* 専門相談：小児科医、精神科医、臨床発達心理士、社会福祉士、弁護士

## 文京区の児童相談の現状②

### 【児童虐待内容別状況（新規）】

(単位：人)

年度	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	保護の怠慢・拒否 (ネグレクト)	合計
平成30年度	138	1	185	92	416
平成29年度	123	0	115	65	303
平成28年度	152	7	232	106	497

\* 福祉事業統計集計方法による（平成29年度から集計方法を変更）。

## 文京区の児童相談の現状③

### 【支援対象児童数】

(単位：人(延))

年度	前年度からの継続数	新規	解除	年度末
平成30年度	747	597	767	577
平成29年度	901	466	620	747
平成28年度	780	801	680	901

\* 福祉事業統計集計方法による（平成29年度から集計方法を変更）。

## 児童相談所の概要①

### ●設置の目的

子どもに関する家庭等からの相談に応じ、子どもが有する問題又は子どもの真のニーズ、子どもの置かれた環境等の把握及び個々の子どもや家庭に最も効果的な援助により子どもの福祉を図るとともにその権利を擁護する。

### ●設置主体

都道府県・指定都市及び児童相談所設置市（横須賀市・金沢市・明石市）

\* 全国215か所（平成31年4月1日現在）

### ●役割

①児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応ずる。

②市町村間の連絡調整、情報の提供等必要な援助を行う。

## 児童相談所の概要②

### ●業務

#### ①市町村援助

市町村による児童家庭相談への対応について、市町村相互間の連絡調整等必要な援助

#### ②相談

家庭等の養育環境の調査や専門的診断を踏まえた子どもや家族に対する援助決定

#### ③一時保護

#### ④措置：児童福祉施設入所措置、里親委託、児童福祉司指導等

### ●職員

所長、児童福祉司、児童心理司、精神科医、弁護士等

### ●相談の種類

養護相談、保健相談、障害相談、非行相談、育成相談

## 東京都児童相談所の児童相談の現状 【相談内容別受理件数（児童相談センター）】

（単位：件）

年度	養護 【虐待】	養護 【その他】	保健	障害	非行	育成	その他	合計	虐待相談件数 【割合】
平成29年度	2,675	468	1	754	302	144	320	4,664	57%
平成28年度	2,214	506	5	766	343	181	270	4,285	52%
平成25年度	835	451	0	662	215	213	242	2,618	32%

\* 東京都には11か所の児童相談所があり、そのうち児童相談センター（新宿区）が、文京区を含む9区と伊豆諸島、小笠原諸島を管轄している。  
\* 「4152電話相談（東京都福祉保健局が運営している電話相談室）」の件数を除く。

## 子ども家庭支援センターと児童相談所との違いは？

### 両機関での対応

一般的な相談や虐待対応など、児童相談所と子ども家庭支援センターの両機関で行っている業務も一部ある。（ケース内容により、役割分担をして対応）

### 児童相談所に特有な機能①

#### ● 専門的な相談への対応

児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応ずる。（児童福祉法第11条第1項第2号八及び第12条第2項）

#### ● 医学的、心理学的等の判定機能

児童及びその家庭につき、必要な調査並びに医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を行う。（児童福祉法第11条第1項第2号八及び第12条第2項）

#### ● 一時保護機能

児童の一時保護の実施及び適当な者への一時保護委託の実施（児童福祉法第33条）

## 子ども家庭支援センターと児童相談所との違いは？

### 児童相談所に特有な機能②

#### ● 措置

児童福祉司指導（児童福祉法第27条第1項第2号等）、里親委託、児童福祉施設等への入所措置（児童福祉法第27条第1項第3号等）、家庭裁判所家事審判請求（児童福祉法第28条等）等

#### ● 法的権限

立入調査（児童福祉法第29条等）、面会・通信の制限（児童虐待防止法第12条）、児童相談所長の親権代行（児童福祉法第33条の8の2）等

\* 東京都児童相談所『事業概要 2018年（平成30年）版』参照

## これまでの経緯 1 【平成28年度】

- ①平成28年5月 児童福祉法改正  
特別区が児童相談所を設置できるようになった。
- ②平成28年9月 文京区児童相談所移管検討委員会（以下「検討委員会」という。）設置  
文京区は児童相談所を設置する方向で検討開始。
- ③平成28年11月 児童相談所設置表明  
特別区長会が東京都に対し、練馬区を除く22区が、児童相談所設置に向けて計画をしていくことを表明。支援と協力を要請。
- ④平成29年3月 住民説明会開催／候補地を取得  
(小石川三丁目14番) \* 伝通院の隣地

## これまでの経緯 2 【平成29～30年度】

- ⑤平成29年6月 検討部会設置  
各課題について具体的に検討するため、検討委員会のもとに部会を設置  
(児童相談体制、施設整備、人事・財政等)
- ⑥平成29年11月 住民説明会開催  
解体工事について説明し、意見交換を行う。
- ⑦平成30年7月 ひろばの暫定利用開始  
児童相談所建設予定地について、ひろばとしての暫定利用を開始した。
- ⑧平成31年3月 (仮称) 文京区児童相談所基本計画策定  
検討委員会等での検討を踏まえ、児童相談所設置に向けて基本的な考え方を整理した計画を策定した。

## これまでの経緯3 【令和元年度】

### 令和元年度の主な取組

- 「（仮称）文京区児童相談所基本計画」に基づき、児童相談所の具体的な運営方法や課題について検討
- 児童相談所の基本設計について検討
- 児童相談所設置市事務についての検討

\* 検討委員会、検討部会等における検討を実施

## 文京区が目指す児童相談体制①

### 「（仮称）文京区児童相談所基本計画」基本方針

『文京区の子どもの最善の利益を守る。』

- 子どもと家庭を対象にあらゆる相談を守備範囲とする総合相談体制を目指します。
- 支援が必要な家庭を早期に発見する積極的な予防的支援を図ります。
- 福祉、保健、教育等の行政機能や関係機関と連携した切れ目のない一貫した相談・支援体制を構築します。

子ども家庭支援センターと児童相談所の2つの機能を一体化した児童相談所とします。



## 文京区が目指す児童相談体制②

### (仮称) 文京区児童相談所 組織図 (案)

所長	係	担当
所長	管理係	庶務担当、児童法務担当
	事業係	事業担当、支援担当
	児童相談係	相談担当、調整担当、初動対策担当
	児童福祉係	コーディネーター、第一担当、第二担当
	児童心理係	心理指導担当、治療対策担当、心理判定担当
	一時保護係	保護担当、栄養担当、看護担当

\* 副所長を設置する方向で検討中。今後さらに変更することがあります。

## 文京区が目指す児童相談体制③

### (仮称) 文京区児童相談所の規定する職員数 (案)

係	人数	備考
管理係	6	所長1を含む。常勤4、非常勤2
事業係	7	常勤4、非常勤3
児童相談係	14	常勤9、非常勤5
児童福祉係	19	常勤19
児童心理係	13	常勤7、非常勤6
一時保護係	25	常勤9、非常勤16
合計	84	常勤52、非常勤32

\* 平成30年7月現在の案。今後人数は変更することがあります。

## 文京区が目指す児童相談体制④

### 一時保護所の概要①

#### ●施設

児童福祉法第33条の規定に基づき児童相談所長等が必要と認める場合に子どもを一時的に保護する施設

#### ●対象

虐待、虐待以外の養護問題、非行などの理由により保護が必要な子ども  
(概ね2歳以上18歳未満)

## 文京区が目指す児童相談体制⑤

### 一時保護所の概要②

#### ●機能

子どもの安全が確保できる機能を備え、アセスメントする。(保護期間中に子どもの心身の状況、その置かれている環境、その他の状況の把握)

#### ●一時保護所の入所期間

原則として2か月以内(児童福祉法第33条第3項)

#### ●文京区の定員

10名

## 文京区の児童相談所開設に向けた課題

### ●職員の確保・育成

児童相談所での勤務経験を有する者の採用、都や他県市の児童相談所への派遣による職員育成等を着実に実施する必要がある。

### ●関係機関との連携

開設に向けて、区関係機関のほか、医療機関、都、他区、児童養護施設、乳児院、警察、家庭裁判所等の関係機関との連携体制を構築する必要がある。

## 医療関係の皆様との文京区の児童相談所との主な関わり

### ①児童相談所の職員として

精神科医や小児科医の医師を児童相談所に配属し、医学的検査等による子どもの診断、児童心理司が行う心理療法等への必要な指導、一時保護所している子どもの健康管理等を行う。

### ②医療機関と児童相談所との連携

- 児童相談所において専門的医学的な判断等を必要とする場合における医療機関への紹介・あっせん
- 要保護児童を発見した場合の児童相談所への通告の体制。

\*厚生労働省『児童相談所運営指針』（子発第1025第1号、平成30年10月25日）参照

## 民生委員・児童委員の皆様との児童相談所との主な関わり

### ①児童委員指導

児童相談所長は、問題が家庭環境等にあり、児童委員による家族間の人間関係の調整等により解決すると考えられる事例については、児童委員指導措置を行う。（児童福祉法第27条第1項第2号）

### ②民生委員・児童委員の皆様と児童相談所との連携

- 要保護児童を発見した場合の児童相談所への通告の体制
- 児童相談所は、常に主任児童委員と連携を図り、地域の子どもやその家庭の実情把握に努める。

\*厚生労働省『児童相談所運営指針』（子発第1025第1号、平成30年10月25日）参照

## 児童相談所設置市事務について

### 児童相談所設置市とは

児童相談所を設置できる自治体として、政令で指定された自治体

児童相談所設置市に移行する場合、いわゆる児童相談所の機能に加えて、16の事務（児童相談所設置市事務）が東京都から移管される。

<例>

児童福祉審議会の設置に関する事務、小児慢性疾患の医療の給付に関する事務、療育手帳に係る判定事務など

## 開設に向けた今後の準備の予定

### ●ハード面

児童相談所の施設整備に向けた、基本設計、実施設計等の実施

### ●ソフト面

- ①一時保護所も含めた児童相談所の具体的な運営方法の検討
- ②関係機関の皆様との具体的な連携方法の検討
- ③職員の確保・育成等